

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由																																				
<p>本則</p> <p>(教育研究組織及び職等)</p> <p>第2条 労働契約により、任期を定めて雇用(以下「任期付雇用」という。)する教育職員(以下「任期付教員」という。)の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 任期付教員の再任審査について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(無期労働契約に転換するための審査)</p> <p>第3条の2 別表第8号、第10号及び第11号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する場合は、無期労働契約に転換するための審査を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p>	<p>本則</p> <p>(教育研究組織及び職等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(無期労働契約に転換するための審査)</p> <p>第3条の2 別表第4号(教授として採用された場合に限る。)、第9号及び第11号から第13号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約(別表第4号の教授にあっては再任後の労働契約に限る。)の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する場合は、無期労働契約に転換するための審査を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農学研究院</td> <td>農学府及び農学部を兼務する助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農学研究院</td> <td>生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条</td> </tr> </tbody> </table>	番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	2	農学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農学研究院</td> <td>農学府及び農学部を兼務する助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農学研究</td> <td>生物システム応用科学府を兼務</td> <td>5年</td> <td>再任不</td> <td>法第</td> </tr> </tbody> </table>	番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	2	農学研究	生物システム応用科学府を兼務	5年	再任不	法第	
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																																	
1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																																	
2	農学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条																																	
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																																	
1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																																	
2	農学研究	生物システム応用科学府を兼務	5年	再任不	法第																																	

					第1項第1号									
3	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号								4条第1項第1号	
4	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号								法第4条第1項第1号	
5	グローバルイノベーション研究院	スーパー教授	5年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号								法第4条第1項第1号	
6	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師	3年。ただし、再任の場合にあっては3年以内とする。	再任可。ただし、2回限りとする。	法第4条第1項第1号								法第4条第1項第1号	
7	農学部（附属施設を含む。）	助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号								法第4条第1項第1号	
8	大学教育センター	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号								法第4条第1項第1号	
	院	する助教及び助手											可	4条第1項第1号
3	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号								再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
4	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する教授、准教授及び講師。ただし、東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程第3条に規定する教職に関する科目を担当する専任教員に限る。	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号								再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
5	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号								再任不可	法第4条第1項第1号
6	グローバルイノベーション研究院	スーパー教授	5年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号								再任不可	法第4条第1項第1号
7	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師	3年。ただし、再任の場合にあっては3年以内とする。	再任可。ただし、2回限りとする。	法第4条第1項第1号								再任可。ただし、2回限りとする。	法第4条第1項第1号

					項第1号
9	先端産学連携研究推進センター	教授及び准教授	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
10	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
11	保健管理センター	講師（カウンセラーに限る。）	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
8	農学部（附属施設を含む。）	助手			る。 法第4条第1項第1号
9	大学教育センター	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
10	先端産学連携研究推進センター	教授及び准教授	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
11	国際センター	准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
12	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
13	保健管理センター	講師（カウンセラーに限る。）	5年	再任不可	法第4条第1項第1号

<p>備考 第10号の規定にかかわらず、同号に掲げる教育研究組織の任期付教員が、任期付雇用の期間中に昇任した場合は、任期を定めずに雇用する教育職員にするものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1075 199 1108 247"></td> <td data-bbox="1108 199 1232 247"></td> <td data-bbox="1232 199 1601 247"></td> <td data-bbox="1601 199 1736 247"></td> <td data-bbox="1736 199 1848 247"></td> <td data-bbox="1848 199 1915 247">1号</td> </tr> </table> <p>備考 第12号の規定にかかわらず、同号に掲げる教育研究組織の任期付教員が、任期付雇用の期間中に昇任した場合は、任期を定めずに雇用する教育職員にするものとする。</p>						1号	
					1号			

附 則(平成26年4月1日教規程第19号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、別表中の教育研究組織に施行日以降に採用される者又は昇任する者について適用する。
- 2 (略)

附 則(平成28年10月24日教規程第45号)

この規程は、平成28年10月24日から施行する。